

議員提出議案

(議 案)

令和 7 年第 2 回玉名市議会（定例会）

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

令和 7 年第 2 回玉名市議会（定例会）議員提出議案		
番 号	件 名	提案者
議員提出 1	玉名市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員長

議員提出第 1 号

玉名市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり玉名市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 25 日 提 出

議会運営委員会
委員長 多田 隈 啓二

玉名市議会議長 江田 計司 様

玉名市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

玉名市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年６月１日から施行する。ただし、第２条第１０項及び第１２条第５項の改正規定は、同年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は同法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

提案理由 刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行に伴い、条例の整備を図るものである。